

令和8年3月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表②

(2月26日追加提出分)

財政課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第 3 2 号	宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の給与に関する条例	1
議案第 3 3 号	宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例	4

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条の3 (略) (通勤手当) 第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)</p> <p>額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき55,000円を限度として、それぞれ次に定める額。ただし、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して、それらの額の範囲内において規則で定める額</p>	<p>第1条～第9条の3 (略) (通勤手当) 第10条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき _____、それぞれ次に定める額。ただし、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して、それらの額の範囲内において規則で定める額</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>(新設)</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額</p> <hr/> <p>める額又は前号に定める額</p> <p>_____、第1号に定める額又は前号に定める額</p> <p>3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場の料金の相当する額として規則で定める額</p> <p>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</p> <p>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及</p>

宇治市職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第10条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前条及びこの条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>第10条の3～第27条 (略)</p>	<p>び前項第1号に定める額の合計額が55,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前条及びこの条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。</p> <p>5 (略)</p> <p>第10条の3～第27条 (略)</p>

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 大型獣の対応作業に従事する職員の特殊勤務手当</u></p> <p><u>(10) 犬、猫等の死体収集作業に従事する職員の特殊勤務手当</u></p> <p>第3条～第9条 (略)</p> <p>(災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、大規模な災害として市長が定める災害に係る作業に従事した職員に対する同項の特殊勤務手当は、勤務1日につき1,080円以内の額(この作業が著しく危険であると市長が認める場合又は市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあつては、勤務1日につき2,160円以内の額)を市長の定める計算方法により支給する。</u></p> <p><u>(大型獣の対応作業に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p>第11条 <u>大型獣の対応作業に従事する職員の特殊勤務手当は、大型獣の捕獲等の作業に従事した職員に対し、作業1回につき1,000円以内の額を市長の定める計算方法により支給する。</u></p> <p><u>(犬、猫等の死体収集作業に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p>

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(新設)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>第12条 犬、猫等の死体収集作業に従事する職員の特殊勤務手当は、犬、猫等の死体収集作業に従事した職員に対し、勤務1日につき500円以内の額を市長の定める計算方法により支給する。</p> <p>第13条 (略)</p>